

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3583383号  
(P3583383)

(45) 発行日 平成16年11月4日(2004.11.4)

(24) 登録日 平成16年8月6日(2004.8.6)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>

F I

E O 5 B 5/02  
E O 5 B 37/02

E O 5 B 5/02 D  
E O 5 B 37/02 C

請求項の数 1 (全 20 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2001-173589 (P2001-173589)                  (22) 出願日 平成13年6月8日(2001.6.8)                  (65) 公開番号 特開2002-364211 (P2002-364211A)                  (43) 公開日 平成14年12月18日(2002.12.18)                  審査請求日 平成13年7月3日(2001.7.3)</p>	<p>(73) 特許権者 000108708                  タキゲン製造株式会社                  東京都品川区西五反田1丁目24番4号                  (74) 代理人 100069590                  弁理士 増田 守                  (72) 発明者 瀬川 志朗                  東京都品川区西五反田1丁目24番4号                  タキゲン製造 株式会社内                  審査官 江成 克己</p>
---	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 符号合わせ錠組込み型扉用ロックハンドル装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

扉に固着されるベース本体に対してハンドルが起伏回転するように装着され、ハンドルの起立回転時または起立回転後におけるハンドルの回転操作時に、ハンドルに直接または間接的に接続されたロックプレートが、ボックス本体などの固定枠体側の受金部から離脱し、複数のダイヤル円盤の外周面に付された符号を予め設定した解錠符号列に合致させたときに解錠方向に動作する符号合わせ錠を、ハンドルに組み込み、ハンドルをベース本体に対して起立不能に拘束する錠止部材を、ハンドルの前面と平行に配置して前記符号合わせ錠のダイヤル円盤の中央部に貫通させ、該錠止部材の先端部がベース本体側に形成した受部に係合するように、バネ部材によって符号合わせ錠のカム円盤と錠止部材を前進方向に移動付勢した符号合わせ錠組込み型扉用ロックハンドル装置において、

ベース本体に形成された前記受部を、前面側のカム斜面と背面側のカム斜面とによって断面山形に形成し、前記ハンドルを倒伏回転させたとき、前記錠止部材の先端部が前記受部の前面側のカム斜面に衝突し、当該前面側のカム斜面に押された錠止部材が前記バネ部材の付勢に抗して後退して、当該受部の頂点を越えたとき、前記バネ部材の付勢によって前記錠止部材が前進して、前記錠止部材の先端部が前記受部の背面側のカム斜面に係合する一方、前記符号合わせ錠を解錠動作させてから前記ハンドルを前記ベース本体から引き出したとき、前記受部の背面側のカム斜面によって前記錠止部材を前記バネ部材の付勢に抗して後退方向に移動させるようにしてあり、

符号合わせ錠を格納するためにハンドルに形成した空洞部は、ハンドルの背面側に開口さ

10

20

れており、該開口はバックプレート部材によって閉塞されており、符号合わせ錠の前記カム円盤には、外周面に符号の数に等しい数の位置決め突起を等角度間隔に形成してあり、前記バックプレート部材の前面側には位置決め溝を設けてあり、  
施錠状態において、前記バネ部材の付勢によってカム円盤の先端部がダイヤル円盤の小径孔から出て、カム円盤の外周面の連動突起が前記小径孔の内周面の連動溝から離脱しているとき、カム円盤の前記位置決め突起の少なくとも1個をバックプレート部材の前記位置決め溝に係合させる一方、  
施錠用符号組合せの設定変更に当たっては、前記錠止部材の連動リングによってカム円盤を押し上げて、カム円盤の位置決め突起をバックプレート部材の位置決め溝から脱出させ、これと同時にカム円盤の連動突起をダイヤル円盤の連動溝に係合させるようにしたことを特徴とする符号合わせ錠組込み型扉用ロックハンドル装置。

10

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、ハンドルがベース本体に対して起伏回転する扉用ロックハンドル装置に関するものである。

【0002】

【従来の技術】

ベース本体が扉に固着され、このベース本体に対してハンドルが起伏回転するように装着され、ハンドルがベース本体に対して垂直または斜めに起立回転する時に、または起立回転後にハンドルを回転操作した時に、ハンドルに直結または間接的に連結されたロックプレートが、ボックス本体などの固定枠体側の受金部から離脱するように構成された扉用ロックハンドル装置は、既に知られており、ハンドルまたはベース本体の一方にはシリンダー錠が組み込まれ、ハンドルはベース本体に対して倒伏した位置に拘束保持されるようになっている。

20

【0003】

この扉用ロックハンドル装置では、装着対象の機器における内部スペース上の制約、あるいは対象機器の設置箇所における外部スペース上の制約から、ベース本体の扉後面側への突出量、あるいはハンドルの扉前面側への突出量は極力減らすことが要請されることがある。

30

このような要請に対応するためには、ハンドルの厚さやベース本体の奥行き寸法を小さくして、装置全体を薄型に構成する必要があるが、この場合にはハンドルやベース本体に組み込まれるシリンダー錠も薄型のものとならざるを得ない。

【0004】

薄型のシリンダー錠では、内部錠機構として組み込まれるディスクタンブラピンタンプラのセット数が少ないため、得られる鍵違いの数も自ずから限定されたものとなった。そのため、対象機器の使用を許された者が多数存在しており、その多数の者による機器の使用がシリンダー錠を媒介としてパーソナル管理したい用途には、薄型シリンダー錠を組み込んだ装置は適用することができなかった。

【0005】

【発明が解決しようとする課題】

したがって本発明の目的は、装置全体を薄型に構成しても極めて多数の鍵違いを容易に得ることができ、多数の者によって使用等される機器等についてパーソナル管理を的確に行なえる扉用ロックハンドル装置を提供することである。

40

【0006】

【課題を解決するための手段】

請求項1の発明の特徴とするところは、扉に固着されるベース本体に対してハンドルが起伏回転するように装着され、ハンドルの起立回転時または起立回転後におけるハンドルの回転操作時に、ハンドルに直接または間接的に接続されたロックプレートが、ボックス本体などの固定枠体側の受金部から離脱し、複数のダイヤル円盤の外周面に付された符号を

50

予め設定した解錠符号列に合致させたときに解錠方向に動作する符号合わせ錠を、ハンドルに組み込み、ハンドルをベース本体に対して起立不能に拘束する錠止部材を、ハンドルの前面と平行に配置して前記符号合わせ錠のダイヤル円盤の中央部に貫通させ、該錠止部材の先端部がベース本体側に形成した受部に係合するように、バネ部材によって符号合わせ錠のカム円盤と錠止部材を前進方向に移動付勢し本体側に形成した受部に係合するように、バネ部材によって符号合わせ錠のカム円盤と錠止部材を前進方向に移動付勢してある符号合わせ錠組み込み型扉用ロックハンドル装置において、

ベース本体に形成された前記受部を、前面側のカム斜面と背面側のカム斜面とによって断面山形に形成し、前記ハンドルを倒伏回転させたとき、前記錠止部材の先端部が前記受部の前面側のカム斜面に衝突し、当該前面側のカム斜面に押された錠止部材が前記バネ部材の付勢に抗して後退して、当該受部の頂点を越えたとき、前記バネ部材の付勢によって前記錠止部材が前進して、前記錠止部材の先端部が前記受部の背面側のカム斜面に係合する一方、前記符号合わせ錠を解錠動作させてから前記ハンドルを前記ベース本体から引き出したとき、前記受部の背面側のカム斜面によって前記錠止部材を前記バネ部材の付勢に抗して後退方向に移動させるようにしてあり、

符号合わせ錠を格納するためにハンドルに形成した空洞部は、ハンドルの背面側に開口されており、該開口はバックプレート部材によって閉塞されており、符号合わせ錠の前記カム円盤には、外周面に符号の数に等しい数の位置決め突起を等角度間隔に形成してあり、前記バックプレート部材の前面側には位置決め溝を設けてあり、

施錠状態において、前記バネ部材の付勢によってカム円盤の先端部がダイヤル円盤の小径孔から出て、カム円盤の外周面の連動突起が前記小径孔の内周面の連動溝から離脱しているとき、カム円盤の前記位置決め突起の少なくとも1個をバックプレート部材の前記位置決め溝に係合させる一方、

施錠用符号組合せの設定変更にあたっては、前記錠止部材の連動リングによってカム円盤を押し上げて、カム円盤の位置決め突起をバックプレート部材の位置決め溝から脱出させ、これと同時にカム円盤の連動突起をダイヤル円盤の連動溝に係合させるようにしたことである。

【0007】

【発明の作用】

本発明の扉用ロックハンドル装置では、機器の所有者または管理者から機器の使用を許された多数の者は、当該所有者または管理者から予め自分専用の解錠符号列を割り当てられる。

前記多数の内の一人の者が、機器を使用するために扉を開放するときには、複数のダイヤル円盤の外周面に付された符号の組合せ順列からなる符号列が、自分に割り当てられている解錠符号列となるように、複数のダイヤル円盤を適宜に正逆回転させる。

【0008】

割り当ての解錠符号列が得られたとき、符号合わせ錠は解錠方向に動作することになり、この解錠動作によって錠止部材が解錠方向に駆動されるため、ベース本体に対するハンドルの拘束が解除され、ハンドルはベース本体から引き出して垂直または斜めに起立可能となる。

このハンドルの起立回転時に、または起立回転後にハンドルを軸周りに回転操作した時に、ハンドルに直接または間接的に接続された鎖錠手段が、機器収納ボックス本体の受金部から離脱し、扉は開放可能な状態となる。

【0009】

【発明の実施の形態】

図示の実施例では、図5に示したようにベース本体1は扉2の前面に突き当てられ、扉2に形成された取付孔3には、扉2の後面側から鎖錠機構4の固定ケース5の前面隆起部が嵌め込まれる。扉2の後面側から固定ケース5の透孔8を通してベース本体1の背面部のねじ孔6にビス7が捻じ込まれ、ベース本体1と鎖錠機構4が扉2に締め付け固着されている。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 1 0 】

ベース本体 1 の上部には、扉 2 の前面と直角に軸受孔 9 が形成されており、軸受孔 9 には施錠軸 1 0 が嵌挿されている。施錠軸 1 0 は中間段差部によって軸方向への移動を制止されており、施錠軸 1 0 の背面角孔部には、前記鎖錠機構 4 のピニオン軸 1 1 が相対回転不能に嵌められ、ピニオン軸 1 1 の大径部周面に形成した歯列は、図 6 に示したようにラック 1 2 に噛み合っており、ラック 1 2 は鎖錠機構 4 に上下方向に移動可能に案内されている。ラック 1 2 の上下端部には鎖錠ロッドが連結され、鎖錠ロッドそれ自体、または鎖錠ロッドに更に連結したラッチボルト等の鎖錠手段が、電気機器収納ボックスなどの固定枠体（図示していない）側の受金部に係脱する。

## 【 0 0 1 1 】

ハンドル 1 3 の上端部の背面側に形成された扇形断面の凹部 1 4 には、施錠軸 1 0 の前端部が遊び空間を残して挿入され、ハンドル 1 3 は扉 2 の前面と平行な横断枢軸 1 5 によって施錠軸 1 0 の前端部に枢着されている。ハンドル 1 3 がベース本体 1 に対して倒伏したとき、ハンドル 1 3 の主体部分の背面側部分はベース本体 1 の正面側凹部 1 6 に入り込む。ハンドル 1 3 の下端部の左右側面部分には、指掛け用縁部 1 7 が突出形成されており、前記倒伏状態では、指掛け用縁部 1 7 はベース本体 1 の下端部から前面側に突出しており、使用者がハンドル 1 3 をベース本体 1 から引き出して起立回転させるとき、使用者の指先が掛け易いように形成されている。

## 【 0 0 1 2 】

ハンドル 1 3 はベース本体 1 に対して斜めに起立回転し、この起立状態において使用者がハンドル 1 3 を握って回転操作すると、ハンドル 1 3 と一体に施錠軸 1 0 が回転し、鎖錠機構 4 の前記ピニオン軸 1 1 が回されて、ラック 1 2 が上下方向に駆動され、固定枠体に対する扉 2 の施錠が解除される。扉 2 はハンドル 1 3 をそのまま手前に引くことによって開放され、ボックス本体に装置されている機器を点検修理したり使用することができる。

ハンドル 1 3 には、符号合わせ錠 1 9 を格納するための空洞部 2 0 が中間部分にその長さ方向に長く形成されており、該空洞部 2 0 はハンドル 1 3 の背面側に開口されており、該開口はバックプレート部材 2 1 によって閉塞されている。

## 【 0 0 1 3 】

符号合わせ錠 1 9 は、外周面に数字などの符号を複数個等角度間隔に表示してあるダイヤル円盤 2 2 と、ダイヤル円盤 2 2 に組立てられるカム円盤 2 3 と、先端の折曲げ部に先端ラッチ部 3 5 を連結してある丸軸状の錠止部材 2 4 とを主要な構成部品としている。先端ラッチ部 3 5 には、錠止部材 2 4 の折曲げ端部が嵌め込まれる屈曲溝孔 3 5 a を形成してある。

短筒状のカム円盤 2 3 は中央部には、錠止部材 2 4 が挿通される貫通孔 2 3 a を軸方向に形成してある。ダイヤル円盤 2 2 には小径孔 2 2 a と大径孔 2 2 b が軸方向に形成されている。圧縮コイルバネよりなるバネ部材 2 7 の付勢に抗して、カム円盤 2 3 がダイヤル円盤 2 2 に向かって軸方向に前進し、カム円盤 2 3 の先端部がダイヤル円盤 2 2 の小径孔 2 2 a に入り込んだとき、ダイヤル円盤 2 2 の小径孔 2 2 a の内周面の連動溝 2 5 にカム円盤 2 3 の外周面の連動突起 2 6 が係合する。施錠状態では、該バネ部材 2 7 の付勢によって、カム円盤 2 3 は小径孔 2 2 a から出ており、連動突起 2 6 と連動溝 2 5 は離脱位置に保持されている。

## 【 0 0 1 4 】

カム円盤 2 3 は、外周面に符号の数に等しい数の位置決め突起 2 6 a を等角度間隔に形成され、この位置決め突起 2 6 a は前記連動突起 2 6 の基端部分になっている。バックプレート部材 2 1 は、ハンドル 1 3 側のガイド突起 2 8 のねじ孔 2 9 に捻じ込まれるビス 3 0 によって、ハンドル 1 3 に接合固定される。バックプレート部材 2 1 には、カム円盤 2 3 の前記位置決め突起 2 6 a の少なくとも 1 個が係合する位置決め溝 3 1 を設けてある。

## 【 0 0 1 5 】

ダイヤル円盤 2 2 の外周面には符号の数に等しい数のデテント溝 3 2 が等角度間隔に、か

10

20

30

40

50

つ符号の間に形成されている。ハンドル 13 の前記空洞部 20 に収容固定されたデテント用バネ部材 33 の先端部 34 が、該デテント溝 32 に係合することによって、ダイヤル円盤 22 を当初に設定された施錠用符号組合せの位置に保持するようになっている。

この符号組合せは、ダイヤル円盤 22 の外周面を指で回すことによって、任意に設定変更される。

#### 【0016】

この設定変更にあたっては、先端ラッチ部 35 を指で押して、ハンドル 13 の先端部の空洞部 36 に押し込み、錠止部材 24 の中間部に固定してある連動リング 37 によってカム円盤 23 を押し上げ、カム円盤 23 の先端部をダイヤル円盤 22 の小径孔 22a に押し込み、カム円盤 23 の位置決め突起 26a をバックプレート部材 21 の位置決め溝 31 から脱出させ、これと同時にカム円盤 23 の連動突起 26 をダイヤル円盤 22 の連動溝 25 に係合させる。

10

#### 【0017】

これによってカム円盤 23 とダイヤル円盤 22 が一体に連結されるので、ダイヤル円盤 22 を回すとカム円盤 23 も同角度回転する。施錠用符号組合せを設定した後、先端ラッチ部 35 の押圧を解除すると、前記バネ部材 27 の作用によってカム円盤 23 の先端部がダイヤル円盤 22 の小径孔 22a から離れ、ダイヤル円盤 22 はそれ単独で回転可能となる。そのため、ダイヤル円盤 22 を任意に回転させると、カム円盤 23 の連動突起 26 とダイヤル円盤 22 の連動溝 25 が互いに整合しない位置に来て、カム円盤 23 をダイヤル円盤 22 の小径孔 22a に入り込ませることが不可能となり、施錠が成立する。

20

#### 【0018】

施錠用符号組合せを知っている者が、正しい符号組合せに各ダイヤル円盤 22 の符号を揃えたとき、ダイヤル円盤 22 の連動溝 25 とカム円盤 23 の連動突起 26 が、カム円盤 23 の前進によって直ちに係合する位置において対面することになる。すなわち、符号合わせ錠 19 は解錠可能状態に設定されたのである。

#### 【0019】

カム円盤 23 はバネ部材 27 によって積層状態で錠止部材 24 の連動リング 37 に押し当てられている。

使用者がダイヤル円盤 22 の外周面に付された符号を良く見ることができ、また指先を当ててダイヤル円盤 22 を回転操作し易いように、ダイヤル円盤 22 の一部の周縁部は、ハンドル 13 の前面壁部のスロット 38 からハンドル 13 の前面側に突出している。本実施例では、ダイヤル円盤 22 の符号としては数字が使用され、0 から 9 の 10 個の数字が等角度間隔に記されている。錠止部材 24 はカム円盤 23 の中央貫通孔 23a に挿通されている。

30

#### 【0020】

錠止部材 24 と一体に形成されるか、別体に構成されて錠止部材 24 の先端部に連結された先端ラッチ部 35 は、前記空洞部 36 の先端開口 39 から突出し、ベース本体 1 側の受部 40 と係合する。この受部 40 は断面山形に形成され、ハンドル 13 が倒伏状態にあるときには、先端ラッチ部 35 は受部 40 の背面側のカム斜面 41 に係合している。

施錠用符号組合せを知っている者が、正しい符号組合せに各ダイヤル円盤 22 の符号を揃えたとき、ダイヤル円盤 22 の連動溝 25 とカム円盤 23 の連動突起 26 は、カム円盤 23 の前進によって直ちに係合する位置において対面することになる。すなわち、符号合わせ錠 19 は解錠可能状態となる。

40

#### 【0021】

この状態において、前記指掛け用縁部 17 に指を掛けてハンドル 13 をベース本体 1 から引き出し回転させると、前記受部 40 のカム斜面 41 に押された先端ラッチ部 35 と錠止部材 24 は、バネ部材 27 の付勢に抗して後退方向に移動し、カム円盤 23 がそれぞれのダイヤル円盤 22 の小径孔 22a に入り込み、カム円盤 23 の連動突起 26 がダイヤル円盤 22 の連動溝 25 に係合することになる。

このようにして、先端ラッチ部 35 が受部 40 から離反した位置まで後退することによ

50

て、ベース本体 1 に対するハンドル 13 の錠止が解除され、ハンドル 13 は所定角度まで起立回転させられる。その後、ハンドル 13 で施錠軸 10 を回すことによって、前記固定枠体に対する扉 2 の錠止が解除される。

【0022】

前記受部 40 の前面側のカム斜面 42 には、ハンドル 13 を倒伏回転させたとき、錠止部材 24 の先端ラッチ部 35 が衝突し、カム斜面 42 に押された先端ラッチ部 35 は一旦後退することによって、受部 40 の頂点を越える。ハンドル 13 が完全に倒伏位置に来たとき、先端ラッチ部 35 と錠止部材 24 は、前記連動リング 37 に作用するバネ部材 27 の作用によって再び前進し、背面側のカム斜面 41 に係合することになる。

【0023】

【発明の効果】

本発明の扉用ロックハンドル装置では、複数のダイヤル円盤の外周面に付された符号を予め設定した解錠符号列に合致させたときに解錠操作が可能になる符号合わせ錠を、ハンドルまたはベース本体に組み込み、ハンドルをベース本体に対して起立不能に拘束する錠止部材を、前記符号合わせ錠の解錠操作によって駆動するようにしたので、装置全体の構成を薄型にしても非常に多数の鍵違いを容易に得ることができ、特定多数の者によって使用等される機器等について、パーソナル管理を的確に行なうことができる。

【0024】

また、ハンドルをベース本体に対して起立不能に拘束する錠止部材を、ハンドルの前面と平行に配置して前記符号合わせ錠のダイヤル円盤の中央部に貫通させてあるため、ハンドルの厚さを可及的に薄く形成することができ、扉面からのロックハンドル装置の突き出し量を低減させることができる。

【0025】

さらにまた、ベース本体の正面側凹部に形成された前記受部を、前面側のカム斜面と背面側のカム斜面とによって断面山形に形成してあり、前記ハンドルを倒伏回転させたとき、前記受部の前面側のカム斜面に前記錠止部材の先端部が衝突し、当該前面側のカム斜面に押された前記錠止部材が前記バネ部材の付勢に抗して後退して、当該受部の頂点を越えたとき、前記バネ部材の付勢によって前記錠止部材が前進して、前記錠止部材の先端部が前記受部の背面側のカム斜面に係合する一方、前記符号合わせ錠を解錠動作させてから前記ハンドルを前記ベース本体から引き出したとき、前記受部の背面側のカム斜面によって前記錠止部材を前記バネ部材の付勢に抗して後退方向に移動させるようにしてあるため、錠止部材の駆動機構を別部品で構成する必要がなく、部品点数の減少と構造の簡略化が行なえる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の一実施例に係る扉用ロックハンドル装置の施錠状態の正面図である。

【図 2】図 1 の扉用ロックハンドル装置の左側面図である。

【図 3】図 1 の扉用ロックハンドル装置の平面図である。

【図 4】図 1 の扉用ロックハンドル装置の鎖錠機構取り外し状態の背面図である。

【図 5】図 1 の A - A 線断面図である。

【図 6】図 2 の B - B 線断面図である。

【図 7】図 1 の扉用ロックハンドル装置の解錠過程を示す断面図である。

【図 8】図 1 の扉用ロックハンドル装置の解錠状態の断面図である。

【図 9】図 1 の扉用ロックハンドル装置に組込んだ錠止部材の正面図である。

【図 10】図 9 の錠止部材に連結される先端部の正面図である。

【図 11】図 10 の先端部の左側面図である。

【図 12】図 10 の先端部の平面図である。

【図 13】図 10 の C - C 線断面図である。

【図 14】図 1 の扉用ロックハンドル装置に使用したハンドルの正面図である。

【図 15】図 14 のハンドルの左側面図である。

【図 16】図 14 のハンドルの背面図である。

10

20

30

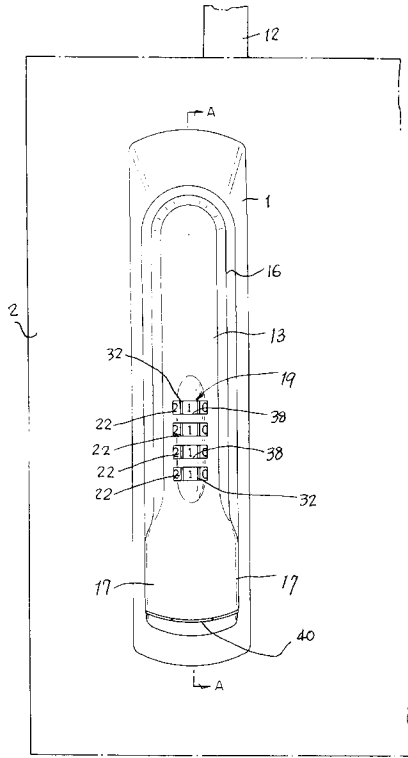
40

50

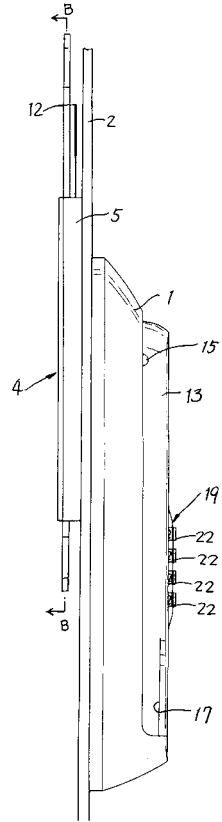
- 【図 17】図 14 の D - D 線断面図である。
- 【図 18】図 14 のハンドルの平面図である。
- 【図 19】図 16 の E - E 線断面図である。
- 【図 20】図 16 の F - F 線断面図である。
- 【図 21】図 16 の G - G 線断面図である。
- 【図 22】図 16 の H - H 線断面図である。
- 【図 23】図 16 の I - I 線断面図である。
- 【図 24】図 16 の J - J 線断面図である。
- 【図 25】図 16 の K - K 線断面図である。
- 【図 26】図 14 のハンドルに使用するバックプレート部材の正面図である。 10
- 【図 27】図 26 のバックプレート部材の平面図である。
- 【図 28】図 26 のバックプレート部材の左側面図である。
- 【図 29】図 26 のバックプレート部材の背面図である。
- 【図 30】図 26 の L - L 線断面図である。
- 【図 31】図 26 の M - M 線断面図である。
- 【図 32】図 26 の N - N 線断面図である。
- 【図 33】図 26 の O - O 線断面図である。
- 【図 34】図 26 の P - P 線断面図である。
- 【図 35】図 26 の Q - Q 線断面図である。
- 【図 36】図 1 の扉用ロックハンドル装置に組込んだダイヤル円盤の正面図である。 20
- 【図 37】図 36 のダイヤル円盤の平面図である。
- 【図 38】図 37 の R - R 線断面図である。
- 【図 39】図 1 の扉用ロックハンドル装置に組込んだカム円盤の平面図である。
- 【図 40】図 39 のカム円盤の底面図である。
- 【図 41】図 39 のカム円盤の正面図である。
- 【図 42】図 39 のカム円盤の背面図である。
- 【図 43】図 39 のカム円盤の左側面図である。
- 【図 44】図 39 の S - S 線断面図である。
- 【図 45】図 1 の扉用ロックハンドル装置に組込んだデテント用バネ部材の正面図である 30
- 。
- 【図 46】図 45 のバネ部材の左側面図である。
- 【図 47】図 45 のバネ部材の平面図である。
- 【図 48】図 1 の扉用ロックハンドル装置の符号合わせ錠周辺部分の拡大断面図であり、施錠状態を示している。
- 【図 49】図 48 の T - T 線断面図である。
- 【図 50】図 48 の U - U 線断面図である。
- 【図 51】図 1 の扉用ロックハンドル装置の符号合わせ錠周辺部分の拡大断面図であり、錠止部材の先端部を押し上げた状態を示している。
- 【図 52】図 51 の V - V 線断面図である。
- 【図 53】図 51 の W - W 線断面図である。 40
- 【符号の説明】
- 1 ベース本体
  - 2 扉
  - 3 取付孔
  - 4 鎖錠機構
  - 5 固定ケース
  - 6 ねじ孔
  - 7 ビス
  - 8 透孔
  - 9 軸受孔

1 0	施錠軸	
1 1	ピニオン軸	
1 2	ラック	
1 3	ハンドル	
1 4	扇形凹部	
1 5	横断枢軸	
1 6	正面側凹部	
1 7	指掛け用縁部	
1 9	符号合わせ錠	
2 0	空洞部	10
2 1	バックプレート部材	
2 2	ダイヤル円盤	
2 3	カム円盤	
2 4	錠止部材	
2 5	連動溝	
2 6	連動突起	
2 6 a	位置決め突起	
2 7	バネ部材	
2 8	ガイド突起	
2 9	ねじ孔	20
3 0	ビス	
3 1	位置決め溝	
3 1	を設けてある。	
3 2	デテント溝	
3 3	デテント用バネ部材	
3 4	デテント用バネ部材の先端部	
3 5	錠止部材の <u>先端部</u>	
3 6	空洞部	
3 7	連動リング	
3 8	スロット	30
3 9	空洞部の先端開口	
4 0	受部	
4 1	カム斜面	
4 2	カム斜面	

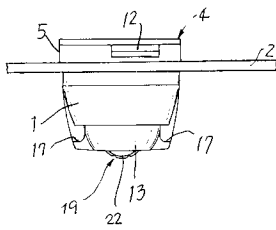
【 図 1 】



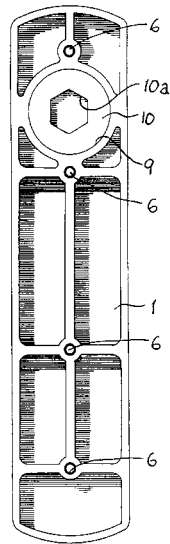
【 図 2 】



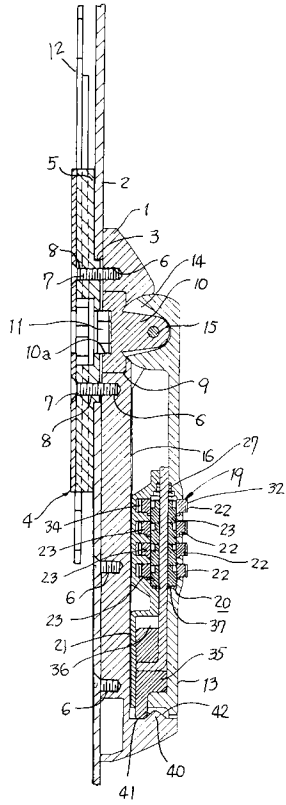
【 図 3 】



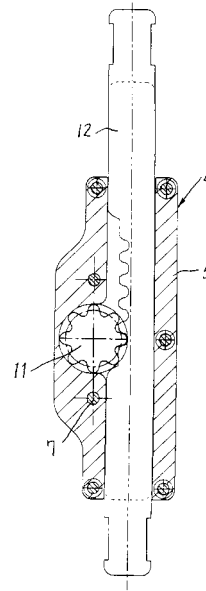
【 図 4 】



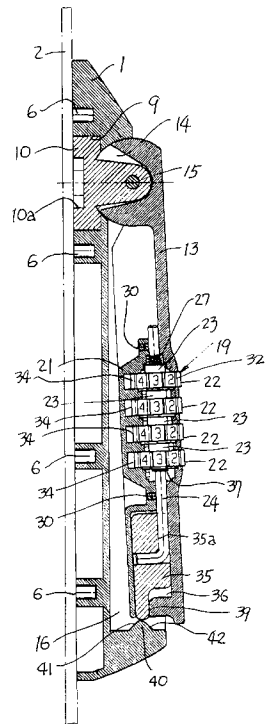
【 図 5 】



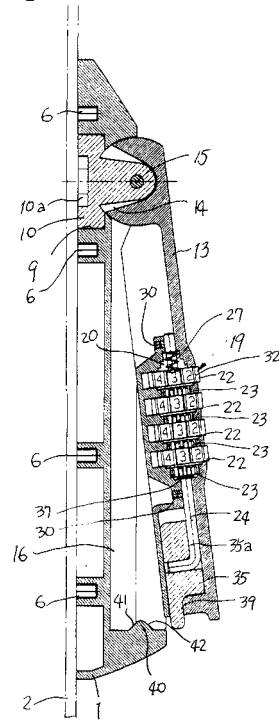
【 図 6 】



【 図 7 】



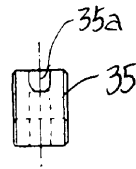
【 図 8 】



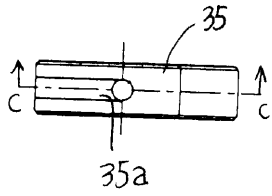
【 図 9 】



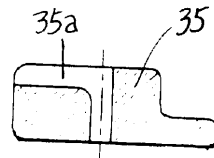
【 図 1 2 】



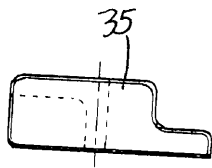
【 図 1 0 】



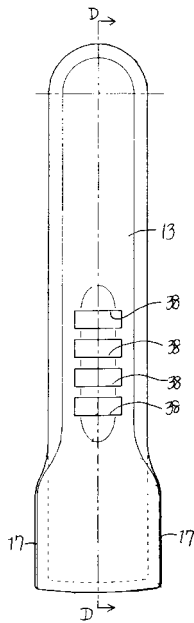
【 図 1 3 】



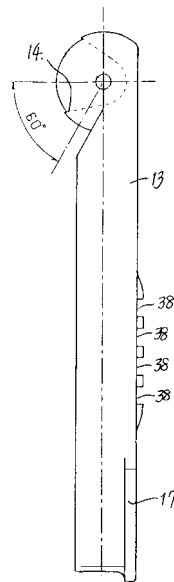
【 図 1 1 】



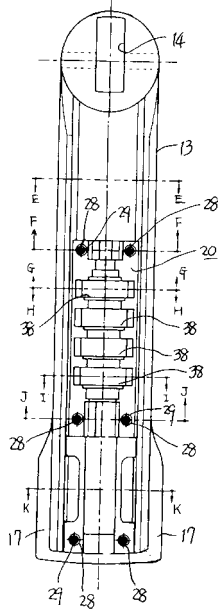
【 図 1 4 】



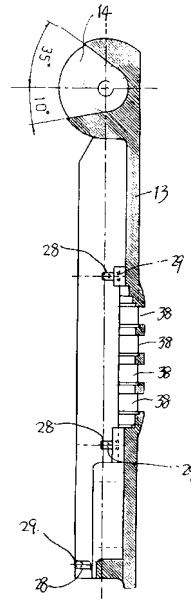
【 図 1 5 】



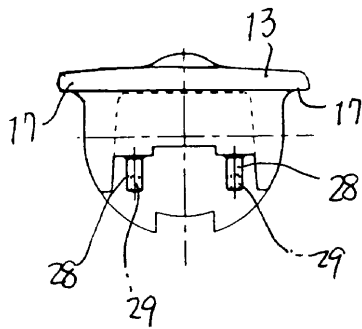
【 図 16 】



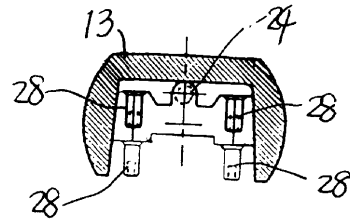
【 図 17 】



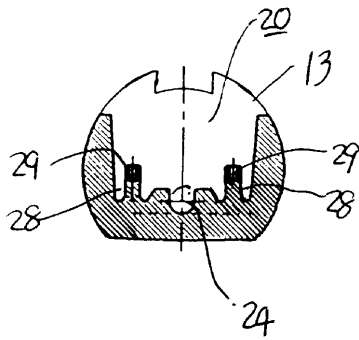
【 図 18 】



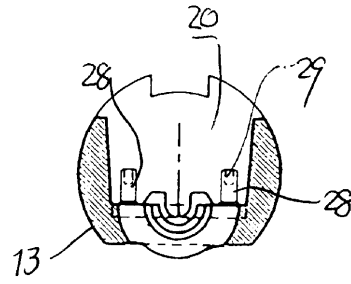
【 図 19 】



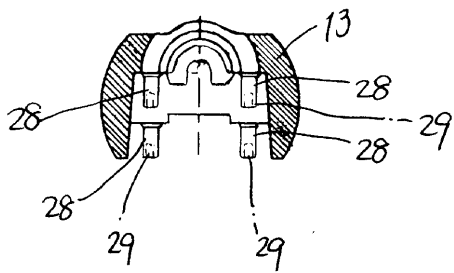
【 図 2 0 】



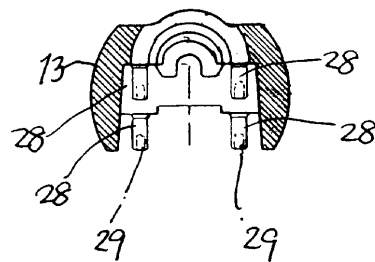
【 図 2 1 】



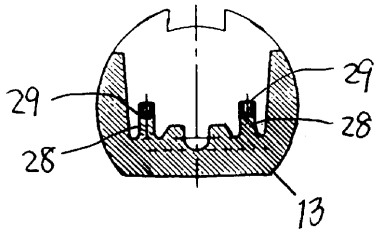
【 図 2 2 】



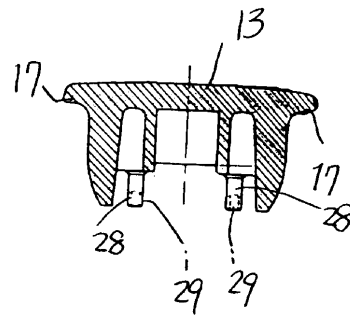
【 図 2 3 】



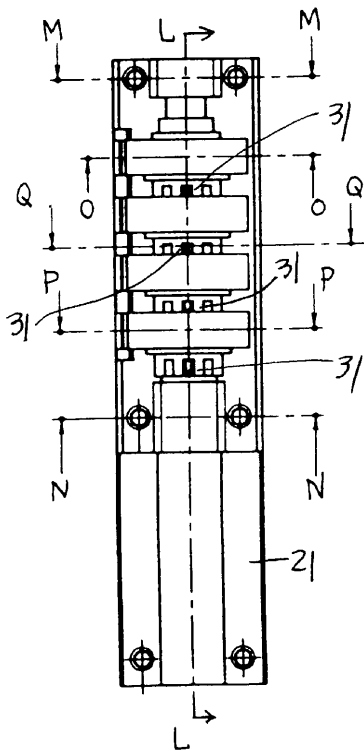
【 図 2 4 】



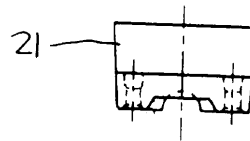
【 図 2 5 】



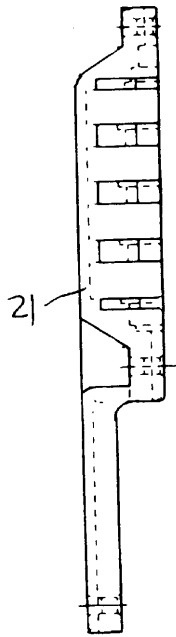
【 図 2 6 】



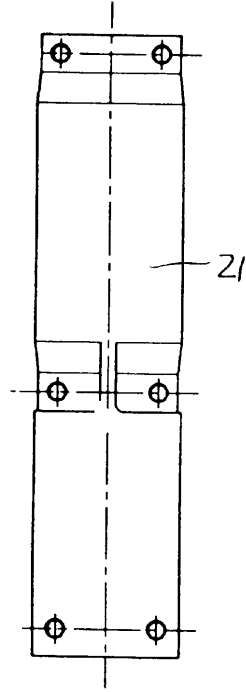
【 図 2 7 】



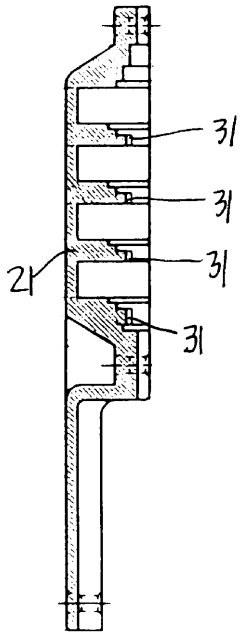
【 図 2 8 】



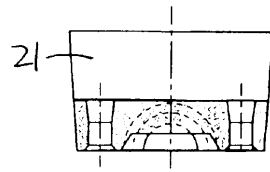
【 図 2 9 】



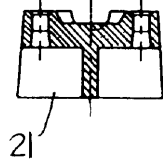
【 図 3 0 】



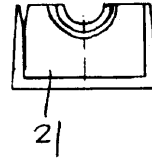
【 図 3 1 】



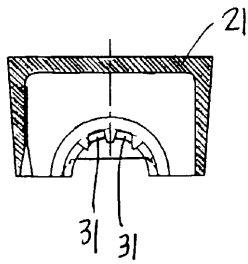
【 図 3 2 】



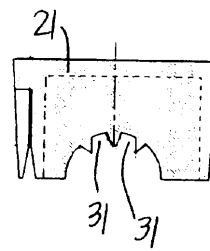
【 図 3 3 】



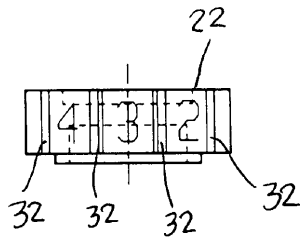
【 図 3 4 】



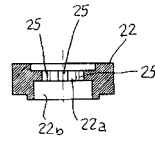
【 図 3 5 】



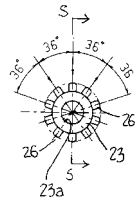
【 図 3 6 】



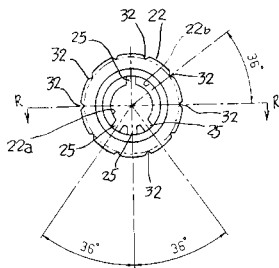
【 図 3 8 】



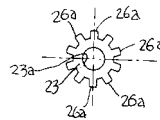
【 図 3 9 】



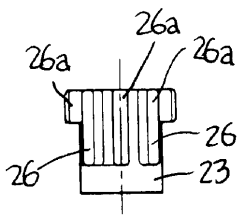
【 図 3 7 】



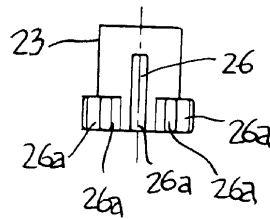
【 図 4 0 】



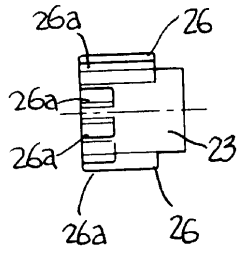
【 図 4 1 】



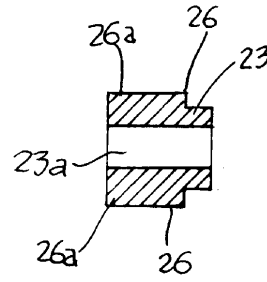
【 図 4 2 】



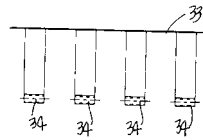
【 図 4 3 】



【 図 4 4 】



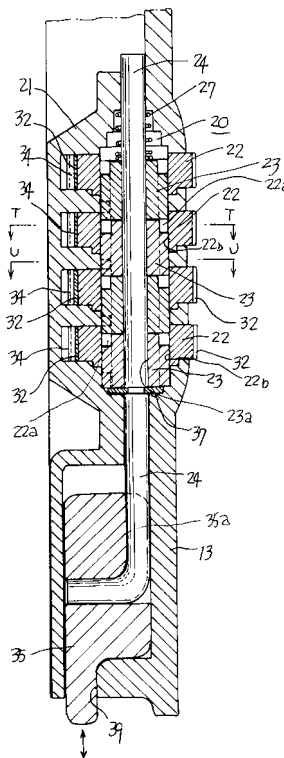
【 図 4 5 】



【 図 4 6 】



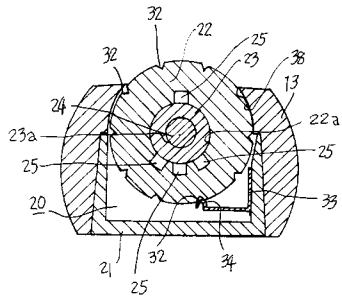
【 図 4 8 】



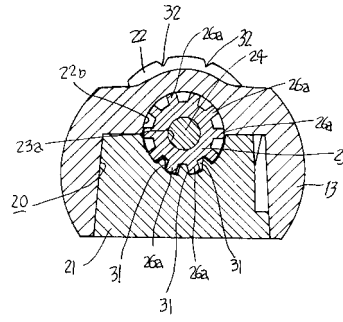
【 図 4 7 】



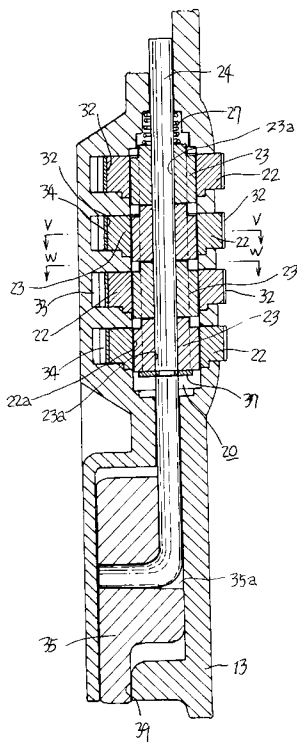
【 図 4 9 】



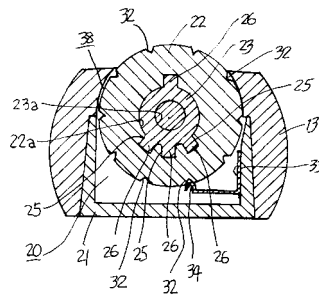
【 図 5 0 】



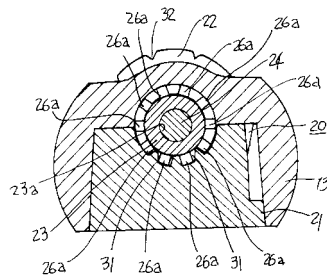
【 図 5 1 】



【 図 5 2 】



【 図 5 3 】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 米国特許第05526661(US,A)  
独国特許出願公開第19906371(DE,A1)  
特開2002-357029(JP,A)  
特開2000-145215(JP,A)  
特開2000-145215(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl.<sup>7</sup>,DB名)  
E05B 5/02  
E05B 37/02